平成２２年（フ）第４４号
福岡県直方市大字感田1535番地28
債務者　松尾　貴仁
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県直方市古町15番47号
債務者　鈴木　義弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204番地、前住所福岡県飯塚市鯰田1594番地７
債務者　古川　和宏
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２８９号
大分市大字松岡5230番地の２
債務者　石田　美幸
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原551番地の３新島荘202
債務者　安里　宜男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９号
山形県最上郡真室川町大字大沢3610番地１
債務者　緑川　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３１号
山形県新庄市宮内町３番70号　ＭＡＮＳＩＯＮ　ＭＯＲＩ―101
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番13―306号
債務者　河本　敦子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県朝来市山東町滝田288番地
債務者　田路はるみ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字森前９番地
債務者　八代まさ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地162番地の７　町営住宅背戸谷地第３団地２―102
債務者　鈴木　光子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１２１４号
愛知県津島市本町２丁目27番地
債務者　日野　　正
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７号
滋賀県湖南市夏見954番地３
債務者　山戸　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
滋賀県栗東市中沢３丁目11番10号
債務者　八木かおる
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７４号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目２番２号
債務者　山下　勝則
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９８号
神戸市垂水区狩口台２丁目23番203号
債務者　平垣　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１８号
神戸市東灘区岡本７丁目14番15―108号
債務者　大谷　卓司
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部